

契約トラブル注意報! ~傾向と対策~

Q&A から学ぼう

例1 クレジット契約で購入した化粧品が不良品だった。

⇒ 解約の連絡をすべきなのは、どこ?

例2 未成年の子どもが親に内緒でバイクを購入したが支払ができない。

⇒ 契約は取り消せる?

契約は口約束でも成立する? そもそも契約とは?

☞ いろいろな事例をもとに、“契約”について学び、賢い消費者になりましょう!



2015年11月17日(火)
10:00~12:00

講師：松苗 弘幸さん
(弁護士)



浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)
駐車場 あり (有料)
定員 80名 (要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
TEL 048(844)8972 FAX 048(844)8973